

令和元年6月13日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 市場(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 学校人事課 大樫(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和元年5月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	6
職員等	
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	6

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある会社は、整理会社と偽り個人宅で「押し買い」を行っている。	所管外であるため不受理とし、警察本部に情報提供した。
② ある振興局の職員は、勤務時間中、食べ物を買いに行くなどしている。	通報の事実が確認できたので、所属長から、当該職員に対し勤務時間中は職務に専念するよう厳重に注意するとともに、所属において、全職員を対象に職場研修等を実施する。
③ 専門職の職員が、ある任意団体に入会させられ会費を支払われていること、団体が実施する研修会で発表を強要されていることは、不適切である。	所管外の団体であるため不受理とした。なお、関係課に情報提供し対応を求めた。
④ 入札に関する不正行為等通報の処理状況を見たが、入札後に内容変更、労働基準法違反等がある。	匿名の通報で具体的な情報がないため、不受理とした。
⑤ 不正行為等通報の受理・処理状況を見ると、ある者などと名前を伏せている。また、処分についても注意喚起以上の対応が見られない。	公表については、免職処分を除き、特定の個人等が識別されることのないよう対応している。また、処分については、事案ごとに総合的に判断し量定を決定している。
⑥ ある市の発注工事で、請負業者が地元団体から不当な要求を受けている。	所管外であるため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ②

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

5 ①③④⑤⑥

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	1 ⑤
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ②
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	4 ①③④⑥

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H29.9月⑤	ある不動産事業者が、不動産物件の取引の際に、重要事項の説明や売買契約書の作成をせず、料金の請求を行っていることについて、担当課に相談したが対応してくれない。	調査の結果、重要事項説明書等が交付されていなかったことが確認できたため、不動産事業者に対し、担当課から文書指導を行った。
H31.4月④	ある公益的法人が行った一般競争入札は、公平性、機会均等に疑問があり、今後、是正願いたい。	入札自体には瑕疵は認められないが、当該法人に対し、入札時期等手続きの一部を見直すよう指示した。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	1
職員等	
計	1

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 学校長の言動が威圧的であり、パワーハラスメントではないか。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ①
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ①
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(4月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。